

令和2年 第20回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年11月16日(月)  
開会 午後1時00分 閉会 午後1時25分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦  
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 田村浩章委員
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事  
(1) 議案第69号 京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定について  
(2) 議案第70号 京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の制定について  
(3) 議案第71号 「作曲家・平野一郎の世界2021 海の聲 vox maris ～ほろびても滅びえぬもの～」丹後印象派”福岡清の絵画と共に」の開催に係る後援について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり(全8頁)
- 10 会議録署名  
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年12月25日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦  
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文  
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔欠 席 者〕 田村浩章委員
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

ただいまから「令和2年 第20回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

秋も終盤を迎えており、間もなく冬を迎えますが、長期予報では今年は雪が多いとされています。昨年、一昨年は雪が少なかったので、学校の登校も大きな問題等はありませんでしたので、今年も大雪にならないことを願っているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の関係も全国では感染者数が増加してきており、寒くなってくると空気の乾燥と合わせて感染者が増えるだろうと言われておりますし、本市においても先日新たな感染者が出ました。秋は、学校教育、社会教育とも多くの行事がありますので、引き続き感染予防対策を行い、学校運営や事業の執行を行う必要があると考えています。

学校再配置については、現計画が今年度末までのものであることは以前からお話をさせていただいていますが、児童生徒数が引き続き減少している中、学校の小規模化が進んでおり、今後の学校教育の環境を考えると、改めて、現在の学校の配置について新たな計画をつくる必要があると考え、本日委員会終了後事務局が検討しています内容を説明させていただきたいと考えています。また、会議終了後、丹後地方教育委員会連合会の主催による研修会に参加いただくこととしておりますので、こちらもよろしくお願いたします。

本日は、現在整備を進めており来年3月に完成予定の久美浜湾カヌーセンターの設置条例の制定をはじめ、3議案の審議を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、議案第69号及び議案第70号の2議案は、京丹後市久美浜湾カヌーセンターに係る施設の管理及び運営についての関連議案となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認めます。よって議案第69号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定について」、議案第70号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の制定について」の2議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第69号及び第70号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第69号の最後に久美浜湾カヌーセンターの整備計画図を添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

本市では、第2次京丹後市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設の整備充実を図っているところですが、その一環としまして、久美浜公園内にありました、老朽化が著しいカヌー艇庫を取り壊し、同じ位置に、久美浜湾カヌーセンターの整備工事を進めているところです。センター内には、カヌー保管庫、シャワー室、多目的トイレ、備品収納スペースなどを設け、構造は木造平屋建て、延床面積は600平方メートルとなっています。工事は令和3年3月に完成予定で、同年4月1日より供用開始予定としており、この施設の管理及び運営を適切に行うために、条例及び条例施行規則を新たに制定するものです。

それでは、まず議案第69号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定について」、別記の制定文で、条例の内容について御説明申し上げます。

別記の条例制定文の1ページ目をご覧ください。

まず、第1条で、カヌーセンターの設置目的を、「豊かな自然の中で、カヌーを通して市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健康づくりに資するとともに、地域

の活性化に資するため」と規定しています。このカヌーセンターの整備を契機に、本市でのカヌー競技のさらなる発展、競技力の向上を図ることに加え、これまで以上にレクリエーションや体験、大会、合宿などに活用し、地域の活性化につなげようという趣旨です。

以下、第2条は名称及び位置について、第3条は管理及び運営について、第4条から第8条までは使用の許可、制限等について、第9条から第11条までは使用料について、第12条は原状回復の義務について、第13条は損害賠償の義務について、第14条から第16条は指定管理者による管理について、第17条は規則への委任について、それぞれ規定をしています。

附則1で、条例の施行日を、供用開始予定日である令和3年4月1日とし、附則2では、準備行為として、令和3年4月に使用する場合の申請、許可を3月に行う場合があることから、そのような行為が施行日前にできる旨を規定しています。

次のページの別表をご覧ください。カヌーセンターの施設使用料及び艇の保管料の額を規定しています。

施設使用料については、大会や人数の多い合宿など、施設を占有して使用する場合、4時間以内4,400円とし、少人数の団体や個人など、施設を占有せずに使用する場合は、4時間以内で、大人1人につき220円、高校生以下の小人は110円としています。

艇の保管料については、艇の長さに応じて、表に記載のとおり、1箇月あたりの保管料を規定しています。

なお、附属設備、例えばカヌー艇など、備品の使用料については、別途規則で定めることとしています。

最後に、備考ですが、ここでは、カヌーセンターの供用時間についての規定のほか、営利使用の場合の使用料は3倍、市外の方が使用する場合の使用料は2倍とすることなどを規定しています。

続きまして、議案第70号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の制定について」について説明をさせていただきます。

別記の制定文をご覧ください。

規則においては、第1条で規定のとおり、条例の施行に必要な事項を定めることとしており、第2条で休業日について、第3条と第4条で使用の申請と許可について、第5条で附属設備の使用料について、第6条で使用料の減免について、第7条で使用者が遵守すべき事項について、第8条で使用終了の届出について、第9条で指定管理を行う場合の読替えについてを、それぞれ規定しています。

最後3ページの別表では、附属施設の使用料として、カヌー艇とライフジャケットを有料で貸し出すこととし、その使用料を規定しています。

4ページ以降は、使用申請書、許可書等の様式となっています。

以上で議案第69号、第70号の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第69号及び議案第70号を説明させていただきました。  
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

質問します。このカヌーセンター条例の制定が新しくできたということですが、今まではどういうふうになっていたのかを教えてください。

<引野理事兼生涯学習課長>

これまでこちらに建っていましたカヌー艇庫は、旧町時代の久美浜町で昭和63年の国体を契機に整備されたものですが、船の艇庫という位置付けで、条例の設置もなく、高等学校や中学校等のカヌーの艇は一緒になって保管されていて、使用料等は取っていなかったということです。

今回新しく施設を整備するというので、先ほど申し上げましたように、市民による利用、中学生、高校生による利用と併せて、市内外の方にも幅広く使っていただきたいということで、きちんと使用料を規定し、地域の活性化にもつなげていこうということで、新たに制定するものです。

<久下委員>

わかりました。

<安達委員>

より市民に開かれたカヌーセンターができるということで、いいなと思いました。  
条例の中に指定管理者と書いてあるのですが、指定管理者はどのようにして決められるのですか。また、希望者はあるのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

この条例では指定管理による管理ができるという規定にさせていただいてまして、実は来年の4月からすぐに指定管理をするという予定にはなっていません。1年目は市による直接の管理運営になると思っています。ただ、近い将来、指定管理ということも十分想定されますので、そのあたりは今後の検討かなということで、実際の管理業務については、指定管理ではないが一部の業務を地元のカヌーの競技団体に委託するというようなことは考えています。

〈安達委員〉

もう1つ質問です。海での事故やトラブルは、条例の中では自己責任とするという形で書いてあるのですが、今までにそういう事故やトラブルはたくさんあったのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

私が把握している範囲では事故やトラブルがあったという事例は聞いていませんが、海の上でのことですし今後ないとも限りませんので、様式の中には、申請される方が、事故があった場合は自己責任ですということで、海上保安庁にも確認しましたら、海の上でのそういったことについてはどこまでいっても個人の責任になるということですので、そういったことを誓約書みたいなことを出していただくことにしています。

もちろん団体で使われる場合には、団体の代表の方であったり、顧問の先生であったりといった方が、きちんと安全対策をして利用していただくことが必要になると思っています。

〈野木委員〉

艇の保管料ということで1箇月という括りがしてありますが、例えばどこかの大学とか、民間の会社とか、1箇月間ここで合宿をするというようなことも想定されているのですか。また、過去にもそういった事例はあったのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

長期の合宿ということは、これまで私が把握している範囲では聞いていませんが、今後はそういった合宿の利用も受け入れたいということで、1月単位にしています。主に地元の高등학교や中学校、また、ジュニアのチームがカヌー艇を常にこちらに保管していますのでそういったことは想定しているのですが、合宿でも使用していただく予定にしています。先日もワールドマスターズのプレ大会でカヌーマラソンを実施しまして、全国の大学からの参加があり、良い競技場なのでぜひ合宿で使用したいという声も聞かせていただいていますので、今後そういったことにも使っていただきたいなと思っています。

〈野木委員〉

前市長が、スポーツから観光みたいなことで新しい部署を設置されたわけですので、当然大学等の学校はもとより、民間の方にも活用していただいて、それが延いては観光につながるというような、そんな使われ方も当然視野に入れてされるべきだろうなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。議案第69号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第70号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の制定について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第71号「「作曲家・平野一郎の世界2021 海の聲 vox maris ～ほろびても滅びえぬもの～“丹後印象派”福岡清の絵画と共に」の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第71号「「作曲家・平野一郎の世界2021 海の聲 vox maris ～ほろびても滅びえぬもの～“丹後印象派”福岡清の絵画と共に」の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

事業の趣旨、概要につきましては、「企画の趣旨」にありますように、宮津市出身の作曲家 平野一郎氏による、地元で初となる全オリジナルの作品演奏会を開催するというもの

で、国内各地で活躍する一流の演奏家を招き、高水準の音楽芸術を宮津で紹介するというものです。

また、丹後の神話・伝説・祭礼に触発された平野氏の作品から、海にまつわる楽曲を上演するという事で、左側のページに紹介がありますように、丹後の海にまつわる曲目の演奏が予定されています。

併せて、宮津市在住の画家、福岡清氏の海にまつわる絵画を、ハワイエに展示するという事で、音楽と絵画を通じて、オリジナルな文化芸術の在り方を提示し、広く全国に発信するとされています。

さらにコロナ禍において文化芸術活動の灯火を消さず、丹後宮津の人々の人間らしい豊かな生活に資するとされています。

開催日時は、2021年3月19日（金曜日）午後6時から、会場は宮津会館、入場料は前売が3,000円、当日が3,500円となっています。

主催は作曲家平野一郎朋の会、共催が公益財団法人 宮津市民文化実践センター、後援は海の京都と京都府が既に後援決定されていますし、そのほか2市2町の市町及び教育委員会が予定されています。

申請者は作曲家 平野一郎 朋の会 代表 宮城 由紀子 氏です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第71号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。議案第71号「作曲家・平野一郎の世界2021 海の聲 vox maris ～ほろびても滅びえぬもの～ “丹後印象派” 福岡清の絵画と共に」の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第20回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後1時25分>

[ 12月定例会 令和2年12月1日(火) 午後2時00分から ]